

◇ 判例研究 ◇

刑事判例研究29

刑事補償法3条1号該当性が肯定され、補償の全部をしないことが相当であるとされた事例

(東京高決令和2年7月15日判タ1484号136頁)

刑事判例研究会  
清水拓磨\*

【事案の概要】

刑事補償の請求人Xは、平成30年8月30日、覚醒剤取締法違反（覚醒剤所持）の被疑事実で現行犯逮捕され、同年9月1日に同事実で勾留された。

請求人Xは、上記勾留中の覚醒剤所持事件の捜査において、当時の交際相手Y女と共謀の上、請求人XがY女の身体に覚醒剤を注射して使用した旨の虚偽の自白を自ら進んで行い、当時の交際相手Y女も、請求人Xから、事前に、「何かあった際は俺のせいにしていい」旨、検挙された場合には虚偽供述をするよう慫慂されていたことから、請求人Xと同様の供述を行った。

これを受けて検察官は、同年9月19日、覚醒剤所持の事件及び、請求人Xが当時の交際相手Y女と共謀の上、請求人XがY女の身体に覚醒剤を注射したという覚醒剤使用の事件（以下、本件被告事件）で公訴提起した。なお、覚醒剤使用事件については、逮捕・勾留されていなかった。

---

\* しみず・たくま 立命館大学衣笠総合研究機構専門研究員

第1審裁判所は、上記の両被告事件を併合審理した上で、同年11月7日、両被告事件ともに請求人Xに対して有罪判決を言い渡した。

これを受けた請求人Xは、同判決に対して控訴し、控訴審において、上記自白を覆し、真実は、上記交際相手Y女が覚醒剤を自己使用したものであって、請求人Xは関与していない旨、供述変更を行った。さらに、証人として出廷した上記交際相手Y女も、請求人Xと同様に供述変更をした。その結果、令和元年12月17日、第1審判決が破棄され、本件被告事件について無罪とする旨の控訴審判決の言い渡しが行なわれた。そして、同判決が確定した。

そこで、請求人Xは、本件被告事件につき刑事補償及び費用補償の請求をした<sup>1)</sup>。なお、既に確認したように、本件被告事件である覚醒剤使用事件では、逮捕・勾留されていなかったが、「……本件被告事件と上記覚醒剤所持事件とは、密接に関連した事件である上、一件記録によれば、請求人は、平成30年8月30日、上記覚醒剤所持事件で現行犯人逮捕され、同年9月1日勾留されているところ、捜査機関は、上記勾留期間中に、本件被告事件について、請求人の取調べを行うなど、上記覚醒剤所持事件の身柄拘束を利用して本件被告事件の捜査を行った上で、検察官が本件被告事件を上記覚醒剤所持事件と併せて公訴提起し、その後、請求人は勾留されたまま第一審及び控訴審において両被告事件の審理が行われたことが認められる。そうすると、上記覚醒剤所持事件にかかる身柄拘束は、本件被告事件の捜査及び審理のために利用されたものと認められる」と認定されている。

## 【決定要旨】

東京高裁は、次のように述べて、刑事補償法3条1号該当性を肯定し、補償の全部をしないことが相当であるとした。

……一件記録によれば、①請求人は、上記勾留中の覚醒剤所持事件の

---

1) 刑事訴訟法188条の2第2項該当性を肯定した東京高決令和2年7月15日判タ1484号136頁も併せて紹介すべきかもしれないが、紙幅の都合上、本決定のみを扱う。

刑事補償法3条1号該当性が肯定され、補償の全部をしないことが相当であるとされた事例（清水）

捜査において、当時の交際相手と共謀の上、請求人が同女の身体に覚醒剤を注射して使用した旨の虚偽の自白を自ら進んでしたこと、②上記交際相手も、請求人から事前に、「何かあった際は俺のせいにしていい」旨、検挙された場合には虚偽供述をするよう慫慂されていたことから、これに従って請求人と同様の供述をしたこと、③これを踏まえて、検察官は、本件被告事件を公訴提起したこと、④請求人は、第1審においても上記自白を維持して有罪判決を受けたこと、⑤しかし、請求人は、控訴審において、上記自白を翻し、真実は、上記交際相手が覚醒剤を自己使用したものであり、請求人は関与していない旨供述を変更し、証人として出廷した上記交際相手も、請求人と同様に供述を変更したため、控訴審において無罪判決が言い渡されたことが認められる。

そうすると、請求人が本件被告事件につき公訴提起され、第1審で有罪判決を受けたのは、請求人が積極的に虚偽の自白をしたことによるものであり、請求人は、捜査又は審判を誤らせる目的で、虚偽の自白をしたものというべきであって、刑事補償法3条1号に該当する。そして、請求人が事前に上記交際相手に虚偽供述をするよう慫慂したことにより、同女が虚偽の供述をして供述調書が作成され、請求人の虚偽自白と併せて請求人が本件被告事件で公訴提起されたことに照らすと、請求人に対しては、補償の全部をしないことが相当である。

この点、請求人は、警察官から、請求人に覚醒剤を注射された旨の上記交際相手の供述に合わせないと裁判が長引くと言われたことから、そのような内容の供述調書が作成された旨主張する。

しかし、請求人は、控訴審において、捜査段階で上記交際相手に覚醒剤を注射した旨の虚偽の自白をした動機について、自分が上記交際相手を巻き込んでしまったという意識が強かったので、同女の印象が悪くならないようにと思い、自分から話した旨供述するとともに、第1審についても、否定して裁判が長引くのは嫌だったし、上記交際相手に迷惑をかけるので自白を維持した旨供述している。このように、請求人が上記交際相手に覚

醒剤を注射した旨の虚偽の自白をし、第1審においても維持したのは、上記交際相手を慮って、同女に対して事前に虚偽供述をするよう慫慂したことに従い、請求人自らの判断で行ったものであるから、請求人が捜査又は審判を誤らせる目的で積極的に虚偽の自白をしたとの上記認定は動かない。

よって、本件請求は理由がないから、刑事補償法16条後段によりこれを棄却することとし、主文のとおり決定する。

## 【研究】

### 1. 本決定の意義

刑事補償法3条は、併合罪の一部無罪の場合を除き、「本人が、捜査又は審判を誤らせる目的で、虚偽の自白をし、又は他の有罪の証拠を偽造することにより、起訴、未決の抑留若しくは拘禁又は有罪の裁判を受けるに至つたものと認められる場合」(同法3条1号)にのみ、刑事補償を拒み得ると規定している。これは、同法1条が規定する刑事補償の要件を満たす場合であっても、補償しないことができる特別の場合を規定したものである<sup>2)</sup>——刑事補償の消極的要件——。いわば、同法1条の例外をなす規定であると整理される<sup>3)</sup>。

刑事補償法3条1号の解釈において、これまで重要視されてきたのは「捜査又は審判を誤らせる目的」という箇所である。本決定においても、この点が問題となったと読むことができよう。

後で確認するように、従来、刑事補償法3条1号に該当する典型例のひとつとしては、自分が親分を庇う目的で、自分が罪を背負うというような場合が挙げられてきた<sup>4)</sup>。そして本決定においては、刑事補償の請求人が当時の交際相手を慮って、捜査段階において自ら積極的に覚醒剤使用を自

---

2) 横井大三「新刑事補償法逐條解説」警察研究21巻2号37頁(1950年)。

3) 横井・同上。

4) 横井大三『新刑事補償法大意』66頁(立花書房、1950年)。

刑事補償法3条1号該当性が肯定され、補償の全部をしないことが相当であるとされた事例（清水）

白し、第1審においてもそれを維持したという事情に鑑みて、「捜査又は審判を誤らせる目的」があると認定されている。以上に鑑みれば、本決定は従来の流れを汲む事例判断を示したものであると見ることができるように思われる<sup>5)</sup>。

もうひとつ重要なのは、刑事補償法3条1号の該当性が肯定された上で、「補償の全部をしないことが相当である」とされた点にある。本件においては、請求人が事前に当時の交際相手に虚偽供述をするよう慫慂したことにより、同女が虚偽の供述をして、供述調書が作成され、刑事補償の請求人の虚偽自白とあわせて請求人が公訴提起されたことに鑑みて、「補償の全部をしないことが相当である」とされており、実務上いかなる場合に「補償の……全部をしないことができる（刑事補償法3条柱書）」が否かにつき参考になると思われる判断が示されている。ただ、紙幅の都合上、本稿ではこの問題に立ち入らないこととし、以下、刑事補償の消極的要件に関する議論に絞って、検討を進めたい。なお、その検討にあたっては、刑事補償法3条1号自体、必ずしも十分に分析されてこなかった規定であることを踏まえ、刑事補償法3条1号の立法経緯や通説・裁判例の理解を丹念に確認していくこととする。

## 2. 従来の議論の整理

### (1) 旧刑事補償法

日本国憲法40条は、「何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受

---

5) なお、本件が「身代わり犯人」の事例と言えるかは決定要旨からは必ずしも明らかではない。本件においては、「当時の交際相手と共謀の上」、請求人Xが当時の交際相手Y女に覚醒剤を注射して使用した旨の虚偽自白を行ったと認定されている。この「共謀の上」と記載されていることを踏まえると、請求人Xが虚偽自白を行ったのは、当時の交際相手Y女が起訴や有罪判決を受けないようにするためではない可能性がある。つまり、いわゆる「身代わり犯人」の場合とは異なる可能性がある。もっとも、請求人Xが当時の交際相手Y女を慮って虚偽自白をしており、他人を庇って虚偽自白をした事例という点は間違いないであろう。

けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる」と規定する<sup>6)</sup>。これを受けて、1950年、刑事補償法が公布され、現行刑事補償法の骨格が完成した。

ただ、戦前に、我が国において、刑事補償に関する法律がなかったかと言えば、それはそうではない。我が国において刑事補償法が初めて成立したのは、1931年のことである（以下、旧法と呼ぶ<sup>7)</sup>。旧法においては、刑事補償の消極的要件が現行法よりも広く捉えられていた。また、それが積極的に運用されていた<sup>8)</sup>。

旧法は、「刑法第三十九條乃至第四十一條ニ規定スル事由ニ因リ無罪又ハ免訴ノ言渡アリタルトキ」、「起訴セラレタル行爲ガ公ノ秩序又ハ善良ノ風俗ニ反シ著シク非難スベキモノナルトキ」には補償をしないと規定していた（旧法4条1項）。また、「本人ノ故意又ハ重大ナル過失ニ因ル行爲ガ起訴、勾留、公判ニ付スル處分又ハ再審請求ノ原由ト爲リタルトキ」は未決勾留による補償をしない、「本人ノ故意又ハ重大ナル過失ニ因ル行爲ガ

6) 刑事補償請求権は、普遍的な権利として認識される傾向がある。例えば、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」も、その14条6項において「確定判決によって有罪と決定された場合において、その後、新たな事実又は新しく発見された事実により誤審のあったことが決定的に立証されたことを理由としてその有罪の判決が破棄され又は赦免が行われたときは、その有罪の判決の結果刑罰に服した者は、法律に基づいて補償を受ける。ただし、その知られなかった事実が適当な時に明らかにされなかったことの全部又は一部がその者の責めに帰するものであることが証明される場合は、この限りでない」と規定する。当該14条6項の成立経緯については、福島至「再審無罪者に対する十分な補償・序説」龍谷法学27巻4号529頁以下（1995年）を参照。

7) 旧刑事補償法の紹介としては、小野清一郎「刑事補償の法理（一）～（四・完）」国家学会雑誌46巻5号1頁以下、46巻6号32頁以下、46巻8号36頁以下、46巻9号62頁以下（1932年）、小野清一郎「新刑事補償法」法律時報22巻2号16頁以下（1950年）、横井大三「新刑事補償法について」法律タイムズ26号35頁以下（1950年）、横山晃一郎「刑事補償——法の沿革と運用の問題点」法律時報31巻12号95頁以下（1959年）、大竹武七郎「幸浦事件と刑事補償および国家賠償」自由と正義15巻6号17頁以下（1964年）、五藤恵梨子「旧刑事補償法制定史」法研会論集（愛知学院大学）18巻1・2号1頁以下（2003年）がある。

8) 横井・同上40頁。

刑事補償法3条1号該当性が肯定され、補償の全部をしないことが相当であるとされた事例（清水）

原有罪判決ノ憑據ト爲ナリタルトキ」は刑の執行による補償をしないと定めていた（旧法4条2項・3項）。加えて、「一個ノ裁判ニ依リ併合罪ノ一部ニ付無罪又ハ免訴ノ言渡ヲ受クルモ他ノ部分ニ付有罪ノ言渡ヲ受」けた場合には、補償しないことができると規定していた（旧法4条4項）。

以上のように、旧法では、現行の刑事補償法と比較すると、刑事補償の消極的要件が相当広く規定されていたと言える。その背景には、そもそも旧法においては、刑事補償は権利ではなく、「国家の仁政」と捉えられていたことがある<sup>9)</sup>。この点を如実に示すのが、当時の司法大臣が衆議院の委員会において行った次の説明である。

「国家ガ賠償スル義務モナシ、補償スル義務モナイノデアリマスケレドモ、国家ハツツノ仁政ヲ布キ国民ニ対シテ同情慰藉ノ意ヲ表スルノガ、此法律ノ精神デアリマシテ、国家ガ不法何カノ事ヲヤツタカラ其賠償ヲ致スト云フヤウナコトハ、此法律ノ精神ノ中ニハ少シモ含マレテ居ナイノデアリマス<sup>10)</sup>」。

このように刑事補償が一種の恩恵であるとすれば、刑事補償を与えるか否かは国家の政策判断に委ねられることになる。とすれば、刑事補償を拒み得る場合が上記のように広く捉えられていたことも不思議ではなからう。

ところが、戦後、刑事補償が憲法上の権利として明確に位置付けられた（憲法40条<sup>11)</sup>）。そして憲法40条は、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を

---

9) 井上五郎「刑事補償法の立法趣旨」自由と正義15巻6号2頁（1964年）。他にも、平野龍一『捜査と人権』8-9頁（有斐閣、1981年）を参照。

10) 横山・前掲注7) 95頁の引用による。

11) 戦後に制定された日本国憲法における刑事手続に関する規定が、英米法の強い影響を受けたことは周知の通りである。そして既に見たように、日本国憲法40条は、「何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる」と規定する。一見、当該規定も英米法由来と思われるかもしれない。しかし、当該規定は、国会で附加されたものであって、原案にはなかった。平野龍一「刑事補償の実態」法律時報25巻9号43頁（1953年）。平野・同上によれば、「原案は憲法三一条以下三九条に至るまでは、英米法的な事前の保障だけを規定していた。これだけでは、国会の大陸法的感覚を満足させなかったものであろう。ここにいわば大陸法的な救済方法である刑事補償の条文が附加されたのである」。そもそも、戦前までは、刑事ノ

受ければ、補償を求めることができると規定し、その例外を規定していない<sup>12)</sup>。また同条は、「法律の定めるところにより」補償を求めることができると規定するが、「この場合の法律は、補償の方法及び補償金の額等を定めるだけであつて、補償しないでよい場合を法律で規定することを許す趣旨ではない」と説明される<sup>13)</sup>。そのため、原則、補償しないでよい場合を法律で定めることは許されないのである。

もっとも、例外もある。それがまさに本稿が扱っている刑事補償法3条1号である。これは憲法に内在する例外であると整理されている。すなわち、当時、法務府検務局調査課長を務め、刑事補償法の制定に関わった横井大三によれば、「憲法第四十條も、憲法第十二條の一般條項の適用を受けるので、その限度で補償しない場合を規定することは許されるであろう。本條第一号（筆者注：刑事補償法3条1号）は、かような憲法の解釈を根拠とする。従つて、第一号は、あくまでも憲法第十二條の趣旨に則つて嚴格に解釈運用されなければならない<sup>14)</sup>」とのことである<sup>15)</sup>。新憲法の公布を受けて制定された刑事補償法<sup>16)</sup>は、その第3条で、刑事補償を拒み得る場合を、併合罪の一部無罪の場合を除き、「本人が、捜査又は審判を誤

↘補償を憲法に規定した国はないと指摘される。平野・同上。無論、当時の合衆国憲法にも刑事補償に関する規定は確認できない。そのため、合衆国憲法に刑事補償請求権が定められており、それが日本国憲法に継承されたと理解すべきではない。なお、アメリカ合衆国の連邦で、刑事補償法が初めて定められたのは、1938年のことである。アメリカ合衆国における刑事補償法の歴史については、Jeffrey S. Gutman, *Are Federal Exonerees Paid?: Lessons for the Drafting and Interpretation of Wrongful Conviction Compensation Statutes*, 69 CLEV. ST. L. REV. 219 (2021) が詳しい。

12) 横井・前掲注2) 37頁。

13) 横井・同上。

14) 横井・同上。また、「捜査又は審判を誤らせる目的を必要とし、單なる認識だけでは足りない」と指摘される。横井・同上。

15) 他にも、刑事補償法第3条第1号の根拠が権利濫用の禁止にあるとする見解として、長島敦「刑事補償法の逐條研究」法律新報757号34頁(1950年)、石黒善一『刑事補償法概論』15頁(巖松堂書店、1950年)がある。

16) 旧法は1950年の新刑事補償法の公布により廃止されている(刑事補償法附則第2項)。

刑事補償法3条1号該当性が肯定され、補償の全部をしないことが相当であるとされた事例（清水）

まらせる目的で、虚偽の自白をし、又は他の有罪の証拠を作為することにより、起訴、未決の抑留若しくは拘禁又は有罪の裁判を受けるに至ったものと認められる場合」に限定するが、「この限度であれば、憲法上は権利の濫用にあたる場合として基本的人権の制限も可能であるとせられたのである<sup>17)</sup>」。

以上の理解が正しいとすれば、刑事補償法3条1号により、刑事補償をしないことが許されるのは、憲法12条が定める「権利の濫用」にあたる場合に限定されるはずである<sup>18)</sup>。それ以上拡大して立法を行うことは許されない。また、刑事補償法3条1号の解釈も、以上の趣旨を踏まえて厳格に行わなければならないであろう<sup>19)</sup>。

## (2) 従来 of 学説

では、従来、刑事補償法3条1号に該当する場合としては、いかなる場合が想定されてきたのか。この点については、現行刑事補償法の制定過程で、政府委員が次のように指摘していることが参考になる。

「ただ私どもの立案の趣旨から申しますと、身柄が拘束されておつて、よく早く出たいために、つい心にもあらぬことを言うことがあると思えますけれども、そのような場合において、この第三條の第一号に該当する場合とするつもりもないし、またこの文章ではさような場合は当然入らない。この場合には刑事補償を受けるといふように考えるのであります。す

---

17) 横井・前掲注7)40頁。

18) もっとも、高田卓爾は、「本人が故意に刑事手続を惹起した場合に補償を認めないことは、憲法四〇条に違反しないものと考え」と指摘した上で、「これを一種の権利の濫用とみるか、或いは刑事補償という制度そのものに内在する本質的要素を欠く場合とみるかは議論の余地があるであろう」と指摘する。「しかし、いずれを採るかは説明の方法の相違であつて、本質的には同じことと思われる」と述べる。高田卓爾『刑事補償法』53頁（有斐閣、1963年）。

19) 現行の刑事補償法が公布された1950年には、「本号（筆者注：刑事補償法第3条1号）に該当する場合は極めて少ないことが予想される」と指摘されている。横井・前掲注2)37頁。

なわち捜査又は審判を誤らせる目的で、虚偽の自白をすとか、あるいは他の有罪の証拠を作為するというような表現を用いております。前回にお出しました案の際には、その点がことさら任意の自白をすることにより云々と、こうなつておつたのでありますが、ただいまのような御質問の点なども十分考えまして、さらにその意味を明確にするつもりで本法案のような表現にいたしましたのであります、従いまして本法の場合に該当すると考えられるのは、前回にも申したのでありますが、親分がたとえば人を殺したのを、自分が親分をかばつて、自分が罪を背負うというような場合でありますとか、また実際にさようなことがあるかどうか存じませんが、刑務所の方が暮らしよいというようなことで、ありもしない罪を買つて出るといような場合がもしあれば、それらが該当するのであつて他はこの適用はないと考えております<sup>20)</sup>」。

以上の政府委員の指摘によれば、刑事補償法3条1号に該当する場合としては、次のふたつが考えられていた。①自分が親分を庇って身代わり犯人となる場合と、②服役希望者がありもしない罪につき虚偽の自白等をする場合である。これら①②の事例にあたらぬ場合は、刑事補償法3条1号の「適用はない」と言うのである。例えば、身体拘束をされた被疑者が身体拘束を解いてもらいたくて迎合的に虚偽自白をしたとしても、同法3条1号には該当せず、刑事補償が全額なされることになる<sup>21)</sup>。

以上のような理解は、学説上も概ね支持されてきた<sup>22)</sup>。同法3条1号の文言解釈としては、次のような理解がとられている。

刑事補償法3条1号は、「捜査又は審判を誤らせる目的」を要件として挙げる。ここでいう「目的」は、単なる予見又は認識では足りないとするのが多数説である<sup>23)</sup>。誤った捜査又は審判がなされることを積極的に意欲す

---

20) 横井・前掲注4)66頁より引用。

21) 長島・前掲注15)34頁。

22) 長島教「刑事補償」ジュリスト46号37頁(1953年)、石黒・前掲注15)15頁。

23) 横井・前掲注4)60頁、高田・前掲注18)54頁、河上和雄ほか編『大コメンタール刑事訴訟法(3)〔第2版〕』502頁(青林書院、2010年)。

刑事補償法3条1号該当性が肯定され、補償の全部をしないことが相当であるとされた事例（清水）  
ることが必要であるとされる<sup>24)</sup>。他の言い方では、目的意思が必要であると指摘される<sup>25)</sup>。この見解によれば、①身代わり自首、②刑務所志願の場合の虚偽自白、③補償金目的による虚偽自白等は、同1号に該当する<sup>26)</sup>。

### (3) 裁判例

以上のように、刑事補償法3条1号の「捜査又は審判を誤らせる目的」は、捜査又は審判を誤らせる単なる認識では足りないとして解するのが支配的な理解であった。誤った捜査又は審判がなされることを積極的に意欲することが必要とされたのである。そのため、身体を拘束されていて、否認や黙秘を続ければ身体を拘束され続けることが予想される場合に、それを逃れるため虚偽の自白をするような場合は、刑事補償法3条1号に該当しないとするのが多数説の理解である。同法3条1号に該当するのは、①身代わり自首、②刑務所志願、③補償金目的のような場合であると考えられてきた。以下では、本決定と関連する①身代わり犯人に関する裁判例を簡単に見ておこう。

①身代わり犯人の例としては、長野地上田支決平成7年3月31日刑事裁判資料281号26頁がある<sup>27)</sup>。当該決定では、暴力団の組員であった者が、組の幹部の身代わりとして警察に出頭し、同幹部に罪を及ぼさないように虚偽の自白をした事案で、「これは、捜査又は審判を誤らせる目的で虚偽の自白をしたものというべきであり、刑事補償法三条一号に該当する」とされ、刑事補償の全部がなされなかった。

---

24) 高田・同上54頁、河上ほか・同上502頁。

25) 長島・前掲注15) 34頁。

26) 長島・同上34頁。石黒は、身代わり被告人は、故意に自己を犠牲にすることに納得しているものであり、この行為は公序良俗に反したものであるべきであり、憲法12条の精神から考えて、かかる行為者に刑事補償請求を与えることは、穏当を欠くと指摘する。石黒・前掲注15) 15頁。なお、長島は、捜査官や裁判官に迎合して、その歎心を買うつもりで虚偽自白を行った場合は、「目的意識がない」ことを理由に、同1号には該当しないと指摘する。長島・前掲注15) 34頁。

27) 長野地上田支決平成7年3月31日刑事裁判資料281号26頁。

他にも、身代わり犯人の事例とは言えないが、山口地下関支決平成11年6月1日刑事裁判資料281号33頁は参考になる。この決定では、他人である偽造有価証券行使者の罪責を軽くするために、捜査機関に対して自ら進んで偽造有価証券交付罪を犯したことを認める申述をしていた事案で、「申立人には法三条一号に該当するような事実があること」等を考慮すると、「補償期間は勾留期日全部の二一八日とし、一日当たりの補償金額は金六、五〇〇円をもってするのが相当である」とされた。

また、東京高決平成26年7月11日判時65巻51頁も参考になる。この事件において、当初、請求人は虚偽の自白をしたが、起訴の2日前に弁護人に対して、自白が虚偽であり、共犯者と2人で現金700万円を分け合ったものであると打ち明けた。弁護人は捜査機関にも打ち明けることを訴えた。しかし、既に起訴直前であるという諦めや共犯者からの報復を受けることを恐れて、請求人は、弁護人の説得に応じなかった。ところが、その後、「自己が行った横領については罪を償いたいと思」い、説得に応じた。弁護人は、担当検察官と面談し、被告人の自白が虚偽であり、真実は共犯者との共謀による横領であること等を伝えた。この事案のもと、東京高裁は、「裁判所は、その者が補償を受けることがおよそ正義、衡平の理念にもとり、あるいは補償を請求することが権利の濫用に該当するといえるような限られた場合にのみ、補償の全部をしないうことができると解すべきである」と指摘したうえで、以上の経過等に照らし、「請求人は当初、捜査及び審判を誤らせる目的で虚偽自白をしたものの、起訴前には弁護人にその旨を打ち明け、捜査機関にもそれを伝えることを承諾して以降、弁護人において虚偽自白の影響を払拭するため、可能な限り努力が尽くされたと評価することができる」と述べ、「弁護人が検察官に対し、虚偽自白であることなどを告げ再捜査を申し入れた」日から、無罪判決が言い渡された日までの補償を認めた<sup>28)</sup>。

---

28) なお、刑事補償法3条1号該当性を否定した裁判例として、東京高決昭和50年5月14日判時26巻5号95頁がある。当該裁判例では、無実の嫌疑の逮捕勾留中に虚偽の自白をし

刑事補償法3条1号該当性が肯定され、補償の全部をしないことが相当であるとされた事例（清水）

### 3. 本決定の位置付け

以上のような従来の議論を踏まえると、本決定は従来の流れを汲むものと言えよう。

既に見たように、刑事補償法3条1号の「捜査又は審判を誤らせる目的」は、単なる認識では足りないと思われるのが多数説の理解である。誤った捜査又は審判がなされることを積極的に意欲することが必要であるとされる。そして、本決定においては、「請求人が本件被告事件につき公訴提

---

ゝたため刑事補償法3条1号該当性が問題となった。この事案につき、東京高裁は、請求人の犯行を目撃したと言う者がいて、「捜査官が右証言を信用して請求人の弁解を聞き入れないため、請求人は、当時胃がんに罹り胃全部の摘出手術を受け退院して間がなく目の離せない状態にある妻Cのことが心配なうえ、請求人が次男の通学している中学校の次期PTA会長に推せんされてこれを受諾したばかりで、近く事務引継や副会長の選出に立会うことになっていたので、関係人に事情は話し諒解を得て辞任しなければならず、また自己の無実を立証するにも、周りの人の協力を仰がなければならず、それらのことをするには釈放してもらうことが必要であり、いつまでも否認しては保釈を許されないと考え、心ならずも警察官の誘導するままに身に覚えのない自白をしたという疑が濃厚であつて、右のような事情のもとで、かつ右のような意図でなされた請求人の自白は、たとえその内容が虚偽のものであつたとしても、右の『捜査又は審判を誤らせる目的』でなされたものということではできないのみならず、請求人の右自白が起訴の一因となつてゐることは否定できないとしても、これがため未決の拘禁を受けるに至つたものといえないことは明らか」として、結局、「同号所定の場合に当たらないというべきである」と判示した。

他にも、京都地決平成2年9月27日刑事裁判資料281号34頁がある。この事件では、刑事補償の請求人が積極的に自供したとか、何らかの意図で自供したと認めるに足りる証拠は十分ではなく、つじつまを合わせるために虚偽の内容を含む供述をした可能性があるとして、刑事補償法3条1号該当性が否定された。

また、浦和地決平成4年4月21日刑事裁判資料281号37頁では、刑事補償の請求人が捜査段階で不利益事実を承認していたことが請求人の記憶の混同・減退・喪失ということに起因する可能性が高いとして、刑事補償法3条1号該当性が否定されている。

最後に、山形地米沢決平成5年4月12日刑事裁判資料281号38頁では、刑事補償の請求人は、取調官からポリグラフ検査を受けるよう言われてこれに応じたところ、不利な結果が出た旨告げられたうえ、引き続き事情聴取を受けるなどして、その後、混乱した状態にあったまま逮捕され、その後の取調べにおいても請求人が犯罪を実行したのは間違いのない旨繰り返し言われ、その結果、虚偽の自白をした事案で、「この自白は捜査又は審判を誤らせる目的で虚偽になされたものということではできず」、刑事補償法3条1号該当性が否定されている。

起され、第1審で有罪判決を受けたのは、請求人が積極的に虚偽の自白をしたことによるものであり、請求人は、捜査又は審判を誤らせる目的で、虚偽の自白をしたものというべきである」と指摘されている(傍点は筆者によるもの)。この点を踏まえ、本決定は従来の多数説と親和的な考え方を採用しているとも許されよう。

そして結論の点においても、従来の理解と整合的であると評価し得るように思われる。現行刑事補償法の制定過程における議論を確かめると、刑事補償法3条1号に該当する典型的な場合のひとつとして、子分が親分を庇うために身代わり犯人となる場合が想定されていたと言える。また既に確認したように、裁判例においても、身代わり犯人の事案で刑事補償法3条1号該当性が肯定されたものがある<sup>29)</sup>。そして、本件においても、刑事補償の請求人は、自分が当時の交際相手を巻き込んでしまったという意識が強かったので、同女の印象が悪くならないようにと思い、捜査段階において自ら積極的に覚醒剤使用を自白しており、また、「第1審についても、否定して裁判が長引くのは嫌だったし、上記交際相手に迷惑をかけるので自白を維持した旨供述して」おり、「請求人が上記交際相手に覚醒剤を注射した旨の虚偽の自白をし、第1審においても維持したのは、上記交際相手を慮って」のことである。つまり、他人を庇って虚偽自白をしたと言える。このように理解すれば、本決定の結論は従来の理解から逸脱したものではないと評価し得るであろう。

#### 4. 結びに代えて

ところで、判例評釈の域を超えて考えると、刑事補償法3条1号の正当化根拠として、権利濫用の禁止を挙げることが、どの程度、説得的であるかについては一考の余地があるように思われる。

改めて憲法を確認すると、憲法40条は、刑事補償請求権の要件を、①

---

29) 長野地上田支決平成7年3月31日前掲注27)。

刑事補償法3条1号該当性が肯定され、補償の全部をしないことが相当であるとされた事例（清水）

「抑留又は拘禁された後」、②「無罪の裁判を受けたとき」としか規定していない。これら①・②の要件を満たす場合には、刑事補償請求が認められることを定めていると読める。ところが、憲法の下位規範である刑事補償法に目を転じてみると、①・②に「+α」として、刑事補償法3条1号にあたらないことが求められている<sup>30)</sup>。とすれば、下位規範であるはずの刑事補償法が上位規範である憲法の内容を修正・変更しているようにも見えるが、立法に関わった横井はそのように理解しない。横井は、憲法40条にも憲法12条の「権利濫用の禁止」が及ぶことを刑事補償法3条1号の根拠と捉える。つまり、憲法に内在する制約として、刑事補償の消極的要件である刑事補償法3条1号を理解しているのである。

しかし、憲法12条が定める権利濫用の禁止は一般条項にすぎない。その根拠は抽象的に過ぎるように思われる。それゆえ、その根拠から具体的な基準を導けないおそれがある。このことに照らすと、刑事補償法3条1号の根拠をどの点に求めることができるかについては再考の余地があるのではなからうか<sup>31)</sup>。

\* 本研究は、JST 次世代研究者挑戦的研究プログラム JPMJSP2101 の支援を受けたものである。

---

30) より正確に言うと、刑事補償法3条1号に該当すれば、「裁判所の健全な裁量により、補償の一部又は全部をしないことができる」（刑事補償法3条柱書）。

31) 水谷規男『未決拘禁とその代替処分』252頁（日本評論社、2017年）は、刑事補償法3条1号、2号に関して、「なぜこれらの場合に補償を要しないのかについては、再考が必要である」と指摘している。